

鳥獣保護区等の指定について（答申）

- 尾玉町鳥獣保護区【諏訪市】の新規指定について
- 諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域【諏訪市】の再指定について
- 中房狩猟鳥獣捕獲禁止区域【安曇野市】の再指定について
- 烏川狩猟鳥獣捕獲禁止区域【安曇野市】の再指定について

令和 6 年（2024 年）9 月 27 日

長野県環境審議会

令和6年度 鳥獣保護区等の指定について

森林づくり推進課 鳥獣対策係

1 鳥獣保護区等の指定一覧

| 名称・区分 | 所在地 | 指定の趣旨 | 面積 (ha) | 指定期間 | 根拠 |
|--|------|--|---------|---------------------------------------|--------------|
| 指定 (新規) 尾玉町 鳥獣保護区 | 諏訪市 | 尾玉町鳥獣保護区の区域内で森林鳥獣の生息地として適した場所となっている地域として、「森林鳥獣生息地」に指定するもの。 | 139 | R 6. 11. 1～ R 16. 10. 31 (10年間) | 法第28条 第9項 |
| 再指定 (期間延長) 諏訪 狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ・ イノシシを除く) | 諏訪市 | 諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域内で特にニホンジカとイノシシの捕獲を可能とすることによって、農林業被害の軽減と鳥獣の保護の両立を図る地域として指定するもの。 | 145 | R 6. 11. 1～ R 11. 10. 31 (5年間) | 法第12条 第6項 |
| 再指定 (期間延長) 中房 狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ・ イノシシを除く) | 安曇野市 | 中房狩猟鳥獣捕獲禁止区域内で特にニホンジカとイノシシの捕獲を可能とすることによって、農林業被害の軽減と鳥獣の保護の両立を図る地域として指定するもの。 | 1, 992 | R 6. 11. 1～ R 11. 10. 31 (5年間) | 法第12条 第6項 |
| 再指定 (期間延長) 鳥川 狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ・ イノシシを除く) | 安曇野市 | 鳥川狩猟鳥獣捕獲禁止区域内で特にニホンジカとイノシシの捕獲を可能とすることによって、農林業被害の軽減と鳥獣の保護の両立を図る地域として指定するもの。 | 1, 004 | R 6. 11. 1～ R 11. 10. 31 (5年間) | 法第12条 第6項 |

※区分の説明については2頁「鳥獣保護区等区分」参照

2 スケジュール

| 実施機関 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月～3月 |
|---------|----------------|----|---------|----|-----------|---------|-----------|--------|
| 環境省 | | | | | | | ● 届出 | |
| 環境審議会 | | | ● 諮詢 | | | ● 答申 | | |
| 鳥獣専門委員会 | | | | | ● 現地検討 | | | |
| 備考 | → 利害関係者の意見書 | | | | | | → 狩猟期間 | |

3 鳥獣専門委員会

- (1) 日時 令和6年8月29日（木） 10時30分～14時30分
- (2) 場所 尾玉町鳥獣保護区、諏訪合同庁舎等
- (3) 内容 現地調査、会議
- (4) 専門委員会での意見

利害関係者の意見聴取先について、烏川狩猟鳥獣捕獲禁止区域には烏川緑地が含まれているため、野鳥の会から意見を聴いた方がよいのではないか。

※諮詢された4地区の指定については、異議なし

（その他のご意見については、資料2のとおり）

4 鳥獣専門委員会現地調査の様子

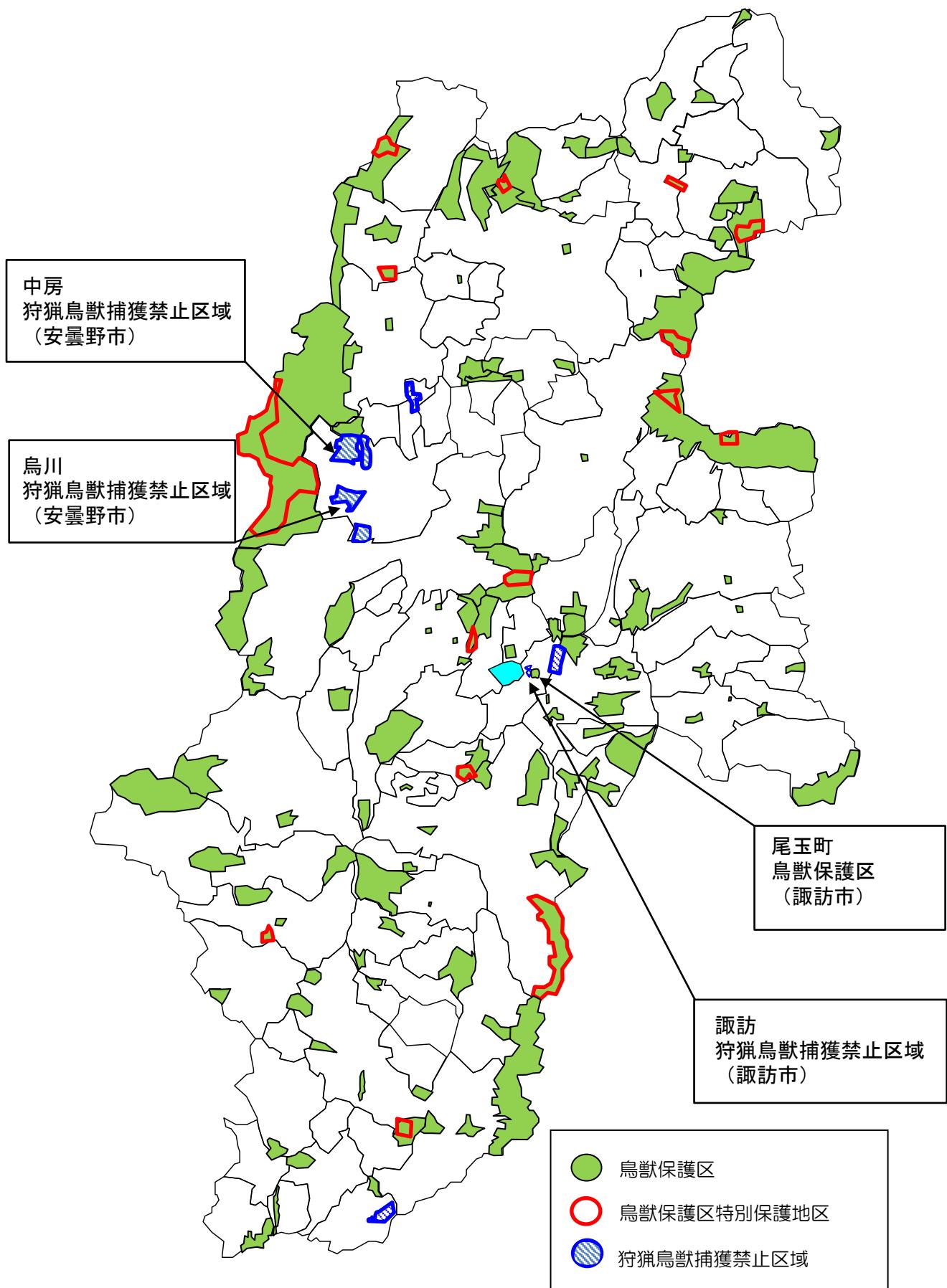


令和6年度長野県環境審議会鳥獣専門委員会委員名簿

| 区分 | 氏名 | 所属・職 | 専門分野 |
|--------|---------------------------|--------------------------|--------------------|
| 学識経験者 | 上原 貴夫 うえはら たかお | 佐久大学 客員教授 | 獣類 (サル、イノシシ、シカ) |
| | 水谷 瑞希 みずたに みづき | 信州大学教育学部附属志賀自然教育研究施設 准教授 | 森林生態 |
| | 堀田 昌伸 ほった まさのぶ | 長野県環境保全研究所 研究員 | 鳥類(野鳥)全般 |
| 保護団体 | 上條 恒嗣 かみじょう こうし | 信州野鳥の会 顧問 | 鳥類(野鳥)全般 |
| 利害関係者等 | 佐藤 繁 さとう しげる | (一社)長野県猟友会 常務理事兼事務局長 | 狩猟全般 |
| | 小林 敏樹 こばやし としき | 長野県森林組合連合会 総務部部長 | 林業全般 |
| | 小山 清孝 こやま きよたか (新任) | 長野県農業協同組合中央会 営農農政部長 | 農業全般 |
| | 屋敷 昌司 やしき まさし (新任) | 中部森林管理局 計画保全部 保全課長 | 国有林関係 |
| 関係行政機関 | 吉瀬 剛 よしみせ つよし | 環境省信越自然環境事務所 野生生物企画官 | 鳥獣保護行政全般 |

任期:令和6年7月3日から令和7年 3月 31日まで

令和6年度鳥獣保護区等指定計画位置図



| 区分名 | 内容 |
|-------------------------------|--|
| 鳥獣保護区特別保護地区 | 鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要がある場合に指定する区域で一定の開発行為が制限される。 |
| 鳥獣保護区 | 鳥獣の保護を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域 |
| 狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ、イノシシを除く) | 特定の狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域。 長野県においては、農林業被害を軽減するためにニホンジカ、イノシシの捕獲を促進する必要がある地域について、ニホンジカとイノシシだけを除く狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域として指定。 ※狩猟期間中にニホンジカ、イノシシのみ狩猟を認める区域 |
| 特定猟具使用禁止区域 | 狩猟に伴う猟具による危険予防のため、特定の猟具による狩猟を禁止する区域（県内においては銃猟を禁止する地域のみ指定） |
| 指定猟法禁止区域（鉛散弾） | 鳥獣の保護のため、鉛銃弾の指定猟法を禁止する区域 |
| 休猟区 | 狩猟鳥獣が減少した地域において、自然繁殖を促進し、狩猟資源の回復を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域 |

尾玉町鳥獣保護区指定（新設）の概要

1 鳥獣保護区の概要

（1）鳥獣保護区の名称

尾玉町鳥獣保護区

（2）鳥獣保護区の区域

主要地方道諏訪白樺湖小諸線と唐沢川との交点①を起点とし、同点から同川を東進し、諏訪市民有林 81 林班「と」小班との接点②に至り、同点から同林班「と」小班と「ち」小班界を東南進し、同 82 林班との接点③に至り、同点から同 81 林班と 82 林班界を東進し、同 82 林班「は」小班との接点④に至り、同点から同 82 林班「ろ」小班と「は」小班界を南進し、同 82 林班「ほ」小班との接点⑤に至り、同点から同 82 林班「に」小班と「ほ」小班界を南西進し、同 82 林班「へ」小班との接点⑥に至り、同点から同 82 林班「ほ」小班と「へ」小班界を東進し、同 96 林班との接点⑦に至り、同点から同 82 林班と 96 林班界を南進し、藤森鉄平石福沢山採石場との接点⑧に至り、同点から同採石場と民有林界を南進し、福沢川との交点⑨に至り、同点から同川を西進し、主要地方道諏訪白樺湖小諸線との交点⑩に至り、同点から同地方道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 139 ヘクタール）

（3）鳥獣保護区の存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで（10 年間）

2 鳥獣保護区の保護に関する指針

（1）鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の鳥獣保護区

（2）鳥獣保護区の指定目的

当該地域は諏訪湖の東方に位置し、標高 780m から 1,140m にかけての多様な森林と水資源の豊富な地域であり、森林鳥獣の生息地として適した場所となっているため、森林鳥獣生息地として指定する。

（3）保護管理方針

鳥獣保護管理員等による定期的巡視を実施し、生息環境の保全及び鳥獣の生息に著しい影響のないよう管理を行う。

また、農林業被害を与える野生鳥獣については、区域内の尾玉町区と十分な事前調整を行った上で、必要に応じ有害鳥獣捕獲により適度な生息密度の維持管理を図ることとする。

3 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
総面積 139ha

内訳

ア 形態別内訳

| | |
|-----|--------------|
| 林 野 | 93ha |
| 農耕地 | 1ha |
| 水 面 | —ha <干潟 —ha> |
| その他 | 45ha |

イ 所有者別内訳

| | | | | | |
|---------------------|--------------|--------------|-----|-------------|-----|
| 国有地 | —ha | （以下所管省庁別に記載） | 保安林 | —ha | |
| 国有林 | 林野庁所管 | | —ha | (土砂流出防備保安林) | —ha |
| | 文部科学省所管 | | —ha | 砂防指定地 | —ha |
| | （以下所管省庁別に記載） | | その他 | —ha | |
| 国有林以外の国有地（所管省庁別に記載） | | | | | |

| | | | | |
|----------|-------|-------------------------------|--------|-----|
| 地方公共団体有地 | —ha | 長野県有地 | —ha | |
| 私有地等 | 139ha | | 市町村有地等 | —ha |
| 公有水面 | — ha | 一級河川（河川法第9条2項の区間を除く）の河川区域 —ha | | |

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

| | | | |
|--------------|-----|--------------|--------------|
| 自然環境保全法による地域 | —ha | 自然環境保全地域特別地域 | —ha |
| （○○自然環境保全地域） | | | 自然環境保全地域普通地域 |

| | | | | |
|------------|-----|--------|------|-----|
| 自然公園法による地域 | —ha | 特別保護地区 | —ha | |
| （○○国立公園） | | | 特別地域 | —ha |
| （○○国定公園） | | | 普通地域 | —ha |

農振法による農業振興地域 —ha 農用地区域 —ha

文化財保護法による地域 —ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該地域は、諏訪湖東方の標高 780mから 1,140mに位置する多様な森林区域である。

区域内には尾玉町「小鳥と緑花の散策路」が整備されており、地域住民の野鳥観察や散歩などに利用されている。

イ 地形、地質等

地形的には、西向きの斜面が多く、地質的には主に新生代第四紀層の安山岩質凝灰角礫岩を基岩とした地域である。

ウ 植物相の概要

林相としては、全体的にアカマツ、カラマツの人工林を主体とする林相を呈し、部分的にクヌギ、コナラの天然広葉樹林が分布する環境となっており、下層植生も豊かで、多様な植物相を有している。

エ 動物相の概要

市街地周辺の里山林縁部から低山帯の森林環境に生息する動物相となっている。

(2) 生息する鳥獣類（代表的な種を記載）

ア 鳥類

ハイタカ、ノスリ、フクロウ、チョウゲンボウ、サンコウチョウ、アオバト、ツツドリ、サンショウクイ、ヤブサメ、センダイムシクイ、ミソザイ、クロツグミ、コサメビタキ、キビタキ、オオルリ 等

イ 獣類

○イノシシ、○ニホンジカ、○ニホンカモシカ（特別天然記念物）、ノウサギ、○タヌキ、キツネ、テン、○ハクビシン、アナグマ、ニホンリス、ムササビ 等

※ ○印は当該地域で一般的に見られる鳥獣

※ アンダーラインは特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域周辺の家庭菜園等ではニホンジカによる食害が発生している。なお、当該地域が存在する諏訪市における被害状況及び捕獲許可件数は以下のとおりである。

当該地域の農林水産物の被害状況（諏訪市）

令和2年度

| 加害鳥獣 | 被害農産物 | 被害林産物 | 被害金額 (千円) | 許可捕獲(個体数調整含む) | | 狩 猶 |
|-------|-----------|-------|--------------|---------------|-----|-----|
| | | | | 許可件数 | 捕獲数 | |
| ニホンジカ | 果樹、野菜、イモ類 | マツタケ | 986 | 1 | 518 | 120 |
| ニホンザル | 果樹、野菜 | マツタケ | 532 | 1 | 3 | |
| イノシシ | イモ類 | マツタケ | 620 | 2 | 7 | 3 |
| ハクビシン | 野菜 | | 22 | 8 | 32 | 1 |
| その他獣類 | 果樹、野菜 | | 43 | 3 | 15 | 0 |
| カモ類 | 稻、果樹 | | 1,705 | 3 | 65 | 10 |
| カラス | 果樹、野菜 | | 54 | 3 | 27 | 0 |
| サギ | 稻 | | 678 | 2 | 2 | 0 |
| その他鳥類 | 果樹、野菜 | | 239 | 5 | 8 | 16 |

令和3年度

| 加害鳥獣 | 被害農産物 | 被害林産物 | 被害金額 (千円) | 許可捕獲(個体数調整含む) | | 狩 猶 |
|-------|---------|---------------|--------------|---------------|-----|-----|
| | | | | 許可件数 | 捕獲数 | |
| ニホンジカ | 豆類、野菜 | ヒノキ、カラマツ、マツタケ | 1,199 | 1 | 516 | 47 |
| ニホンザル | 果樹、野菜 | | 341 | 1 | 1 | |
| イノシシ | 稻、野菜 | マツタケ | 351 | 2 | 13 | 1 |
| ハクビシン | 野菜 | | 77 | 8 | 15 | 0 |
| その他獣類 | 野菜 | | 28 | 4 | 25 | 0 |
| カモ類 | 稻 | | 1,718 | 3 | 72 | 0 |
| カラス | 果樹、野菜 | | 87 | 3 | 39 | 0 |
| サギ | 稻 | | 573 | 2 | 5 | 0 |
| その他鳥類 | 稻、果樹、野菜 | | 277 | 4 | 0 | 0 |

令和4年度

| 加害鳥獣 | 被害農産物 | 被害林産物 | 被害金額 (千円) | 許可捕獲(個体数調整含む) | | 狩 猶 |
|-------|---------|-------|--------------|---------------|-----|-----|
| | | | | 許可件数 | 捕獲数 | |
| ニホンジカ | 豆類、野菜 | マツタケ | 893 | 1 | 610 | 38 |
| ニホンザル | 野菜 | | 220 | 1 | 1 | |
| イノシシ | 稻、野菜 | マツタケ | 1,683 | 2 | 17 | 11 |
| ハクビシン | 野菜 | | 55 | 3 | 8 | 0 |
| その他獣類 | 野菜 | | 144 | 4 | 9 | 0 |
| カモ類 | 稻 | | 1,672 | 3 | 58 | 15 |
| カラス | 果樹、野菜 | | 89 | 3 | 38 | 0 |
| サギ | 稻 | | 458 | 2 | 10 | 0 |
| その他鳥類 | 稻、果樹、野菜 | | 220 | 4 | 0 | 8 |

※各年度の被害金額は、当該地域を含む市町村の合計

8 施設整備に関する事項

案内板 1基
木 標 本
制 札 6本
補助版 15枚

〈添付書類〉

- 1 尾玉町鳥獣保護区区域図
- 2 尾玉町鳥獣保護区区域説明図
- 3 尾玉町鳥獣保護区利害関係者名簿

尾玉町鳥獣保護区 利害関係者意見一覧

| | 組織名 | 職名 | 氏名 | 賛否 | 意見 |
|----|-------------|-------------|--------|--------|--|
| 1 | 諏訪市 | 市長 | 金子 ゆかり | 賛成 | 以前から鳥獣保護区に戻してほしいと尾玉町から強い要望があり、区域内には保護されるべき鳥類が多数おり、地域住民等によって守られているため。 |
| 2 | 諏訪森林組合 | 代表理事 組合長 | 藤森 良隆 | 賛成 | |
| 3 | 信州諏訪農業協同組合 | 代表理事 組合長 | 小平 淳 | 賛成 | |
| 4 | 諏訪獵友会諏訪市支部 | 支部長 | 濱 孝一 | 条件付き賛成 | 保護区に指定された場合、一部ご理解が頂けていない住民の方々が、より強く出てくるか心配です。有害駆除はできるが、警察への通報が今まで以上多くなると、会員やる気も無くなり、一つ間違えば銃の取り上げにもなり得ます。その辺を踏まえての保護区指定へのご協議宜しくお願ひします。 |
| 5 | 日本野鳥の会諏訪支部 | 支部長 | 杉山 直 | 賛成 | |
| 6 | 尾玉町区 | 区長 | 岡野 貞夫 | 賛成 | 尾玉区民にとって自然環境を守るということは、生活環境を守るということです。ずっと続けております自然観察会などは周辺の自然環境を知る機会であり、また学ぶ機会でもあり大切な取り組みとなっております。自然環境の安心・安全が住環境の基本だと思います。 |
| 7 | 榊町区 | 区長 | 松田 隆臣 | 賛成 | 捕獲活動の際には事前の通知があると地区に報告でくるので助かります。 |
| 8 | 双葉ヶ丘区 | 区長 | 斎藤 伊織 | 賛成 | 双葉ヶ丘区の県道付近まで小鳥や緑花の散策に来ている方がおられるので、賛成します。 |
| 9 | 南澤町区 | 区長 | 河西 守人 | 条件付き賛成 | 除外区域、捕獲禁止区域と境界を接する保護区域内であっても、住宅、田畠、特に農作物に対する害獣被害が著しい場合は、保護区域であっても駆除を認めるならば賛成。 |
| 10 | 八剣神社林野委員会 | 委員長 | 関 治美 | 賛成 | |
| 11 | 手長神社山野委員会 | 委員長 | 菊池 一也 | 条件付き賛成 | ・指定区域の住民や、そこに農耕地を有する人達に対し、許容範囲を越えた不利益や精神的負荷を与える様な事態が生じた場合は、速やかに関係者による話し合いにより対策を講じること。 ・鳥獣を含めた「自然」を守ることは、重要な事であると思うが、自然環境や社会も変化していく中で、どの様に生きて行くかは永遠の課題であると思うが、まずは皆で話し合う事が大切ではないかと思う。 |
| 12 | 上桑原牧野農業協同組合 | 組合長 | 宮坂 正 | 賛成 | 計画案に賛成 |

諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ、イノシシを除く） の今後の区域設定に関する意見書

日本野鳥の会諏訪支部
支部長 杉山 直

1 尾玉町周辺の鳥獣保護区新設について

平成 21 年に鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定替えされた諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域のうち、尾玉町周辺については、区域内でも特に鳥類の生息に適する森林環境が広がり、多様な鳥類が飛来、生息している地域である。特に、センダイムシクイ、クロツグミ、キビタキ、オオルリ、ジョウビタキ、エナガなど、40 種ほどの野鳥を見近に見られる地域である。

また、尾玉町住民が主体となり「小鳥と緑花の散策路」を整備し、地域住民が野鳥観察や散歩などに利用するなど、自然環境の保全や鳥類の保護意識が高い地域もあり、尾玉町からは鳥獣保護区への移行要望が上がっている。

なお、東側を可猟区にすることにより、当地区における農業被害も軽減することが見込まれる。

以上のことから、尾玉町周辺については、生息する多様な鳥類の保護の観点、また地域住民による鳥類保護思想の更なる醸成の観点から、鳥獣保護区に指定することが適當と思料される。

2 狩猟鳥獣捕獲禁止区域（シカ・イノシシを除く）の再指定について

新設する鳥獣保護区の西側の区域、諏訪市街地から続く西向きの森林においては、尾玉町周辺同様、多様な鳥類の生息場所であるとともに、オオワシなどの冬の渡り鳥の生息地となっており、従来どおり鳥類の生息環境を保全していく必要があるものと思料される。

一方でニホンジカの住宅周辺への出没や農作物への被害も確認されていることから、鳥類の保護を図りつつシカとイノシシの狩猟（わな猟）ができる「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」として再指定することが適當と思料される。

3 東側区域の除外について

諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域のうち、東側の区域は、ゴルフ場（諏訪湖カントリークラブ）や採石場など、本来の森林環境とは異なる人為的に改変された土地利用が多くを占めており、鳥類の生息環境としては必ずしも適する環境とは言えない地域である。

また、近年にシカの高密度生息域となった霧ヶ峰の直下に位置し、シカの出没や被害が諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域のうちでも激しい地域とのことで、狩猟や有害捕獲に

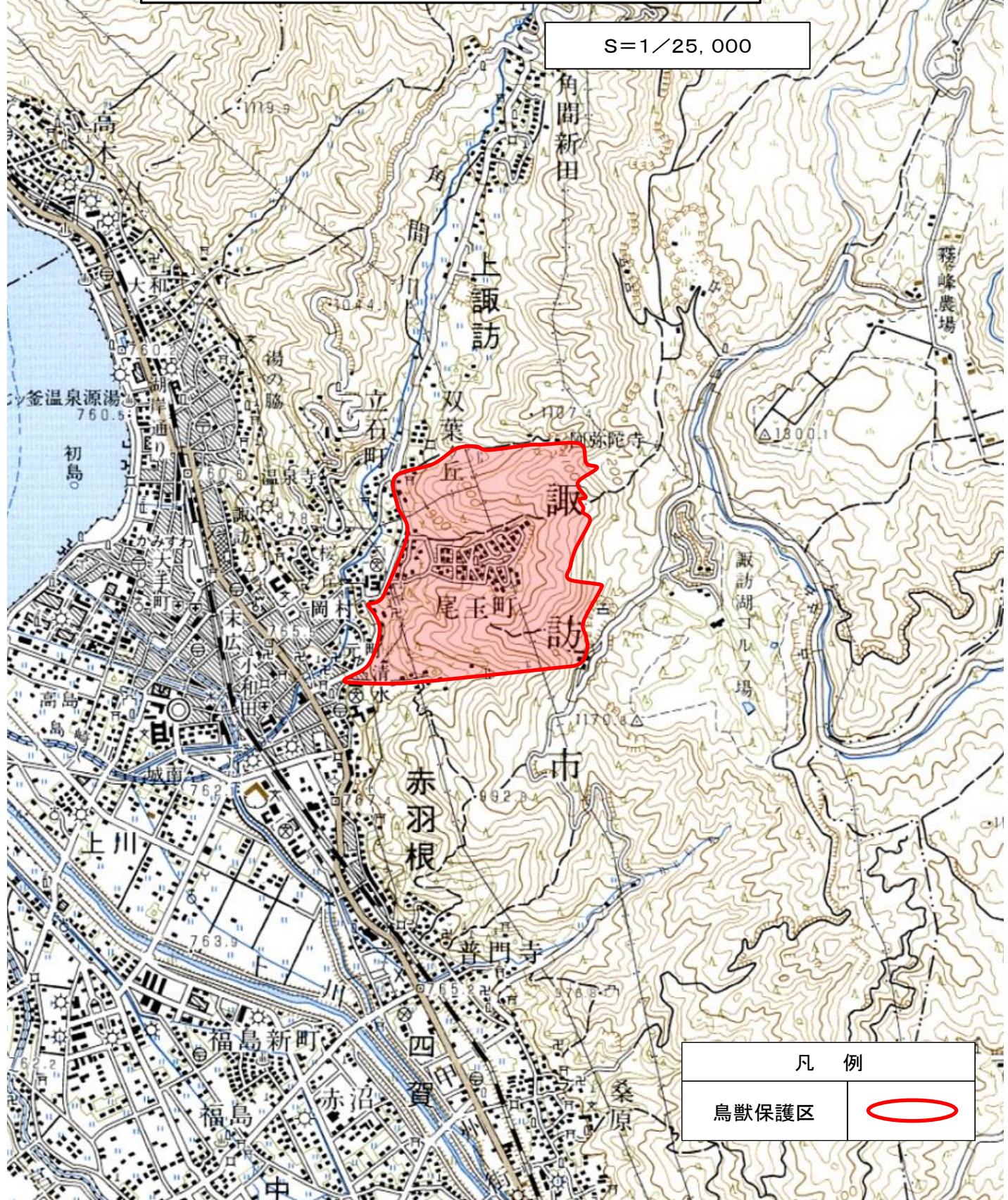
よりシカ等の個体数を抑制されることが望ましい地域である。

なお、東側区域を狩猟鳥獣捕獲禁区域から除外し、可猟区にした場合の鳥類への影響については、

- ① ゴルフ場や採石場という人為活動の場であり、銃猟自体に制約があり、鳥類の生息環境が一定程度守られること
 - ② 人為的な改変の多い土地利用のため、鳥類の生息環境として特段の保護を要する必要性が少ない場所であること
- 等を勘案し、区域除外による鳥類の生息への大きな影響はないものと思料される。

尾玉町鳥獣保護区 区域図

S=1/25,000



諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域の概要

1 名称 諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）

2 区域

諏訪市大和地籍の諏訪市道2-2号線と諏訪市道11234号線との接点を起点とし、同点から同市道を東進し、主要地方道諏訪白樺湖小諸線との接点に至り、同点から同地方道を南進し、諏訪市道1-11号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、諏訪市道2-2号線との接点に至り、同点から同市道を北東進して北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約145ヘクタール）

3 存続期間

令和6年（2024年）11月1日から令和11年（2029年）10月31日まで
(5年間)

4 指定目的

当該区域は、諏訪湖の東側の標高760～1,040mの地域で、カラマツ等の人工林とコナラ等の天然広葉樹林が混交する森林斜面を有し、鳥類及び獣類の生息環境として好条件を備えている。

一方、住宅地周辺にもニホンジカが出没し、近隣農地や家庭菜園では、ニホンジカによる農作物被害が発生している。

このため、当該区域において、狩猟によるニホンジカとイノシシの捕獲を可能とし、それ以外の鳥獣を保護する区域として指定し、農林被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を図ることを目的とする。

5 管理方針

農林業被害の軽減を図るために、狩猟期におけるニホンジカとイノシシの捕獲を可能とし、狩猟による個体数の減少を図る。

諏訪市他、関係機関と十分な連携を図りながら周辺農地における被害状況を把握し、狩猟期以外においては有害鳥獣捕獲等により、効果的な捕獲を実施する。

また、ニホンジカ・イノシシ以外の鳥獣の保護を図るために、指定目的の周知徹底を行い、他の鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう定期的な巡視、看板の設置等により生息地の環境を適切に保持する。加えて、鳥獣に不必要的苦痛を与えないよう、わな等の管理の徹底を行う。

6 区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 145ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 32ha

農耕地 6ha

水 面 -ha <干潟 -ha>

その他 107ha

イ 所有者別内訳

| | | | | | |
|-----------|--------------|-----|-------------|-------|-----|
| 国有地 | -ha | | 保安林 | -ha | |
| | | | (土砂流出防備保安林) | | |
| | | 制限林 | -ha | 砂防指定地 | -ha |
| | | | | その他 | -ha |
| 国有林 | -ha | 普通林 | -ha | | |
| 林野庁所管 | | | | | |
| 文部科学省所管 | -ha | | | | |
| | | | | | |
| | (以下所管省庁別に記載) | | | | |
| 国有林以外の国有地 | (所管省庁別に記載) | | | | |

| | | | | |
|----------|-------|---------------------------|-----|--|
| 地方公共団体有地 | 7ha | 長野県有地 | 2ha | |
| | | 市町村有地等 | 5ha | |
| 私有地等 | 138ha | 一級河川（河川法第9条2項の区間を除く）の河川区域 | | |
| 公有水面 | - ha | -ha | | |

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

| | | | |
|--------------|-----|--------------|-----|
| 自然環境保全法による地域 | -ha | 自然環境保全地域特別地域 | -ha |
| (○○自然環境保全地域) | | 自然環境保全地域普通地域 | -ha |

| | | | |
|------------|-----|--------|-----|
| 自然公園法による地域 | -ha | 特別保護地区 | -ha |
| (○○国立公園) | | 特別地域 | -ha |
| (○○国定公園) | | 普通地域 | -ha |

農振法による農業振興地域 -ha 農用地区域 -ha

文化財保護法による地域 -ha

7 区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

ア 区域の位置

当該地域は、諏訪湖の東側、標高760mから1,040mの区域に位置する。

イ 地形、地質等

地形的には、西向きの傾斜地で、地質的には主に新生代第四紀層の安山岩質凝灰角礫岩を基岩とした地域である。

ウ 植物相の概要

林相としては、カラマツ人工林とクヌギ、コナラ等の天然広葉樹林が混交しており、下層植生も豊かで、多様な植物相を有している。

エ 動物相の概要

市街地周辺の里山林縁部から低山帯の森林環境に生息する動物相となっている。

(2) 生息する鳥獣（主な種）

ア 鳥類

アオバト、ツツドリ、ノスリ、フクロウ、チョウゲンボウ、サンショウウクイ、ヤブサメ、センダイムシクイ、ミソサザイ、クロツグミ、コサメビタキ、キビタキ、オオルリ、○キジ、○キジバト、○トビ、○ヒヨドリ 等

イ 獣類

○イノシシ、○ニホンジカ、○ニホンカモシカ（特別天然記念物）、ノウサギ、○タヌキ、キツネ、テン、○ハクビシン、アナグマ、ニホンリス 等

※○は当該地域で一般的に見られる鳥獣種。

※アンダーラインの引かれた鳥獣は、法第7条第5項第1号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

(3) 主な農林業被害の状況

市街地に近接する農地（水田、畑）では、ニホンジカ・イノシシの食害や踏み荒らしによる被害が発生している。特に該当区域に隣接する霧ヶ峰農場周辺では、ニホンジカの群れが出没し、農作物の食害や、角こすりによる樹木への被害を与えており。また、農地・牧草地ではイノシシの掘り起こしによる被害も多い。

区域の農地等では、個々の畠に防護柵を設置しているが、侵入されることが多い。諏訪市では有害捕獲を実施し、当該地では広域捕獲による連携も進めているが、動物は移動するため、被害を与える獣類の激減というまでには至っていない。

なお、諏訪市全体における主な農林業等被害の状況は以下のとおり。

当該地域の農林水産物の被害状況（諏訪市）

令和2年度

| 加害鳥獣 | 被害農産物 | 被害林産物 | 被害金額 (千円) | 許可捕獲(個体数調整含む) | | 狩 猶 |
|-------|-----------|-------|--------------|---------------|-----|-----|
| | | | | 許可件数 | 捕獲数 | |
| ニホンジカ | 果樹、野菜、イモ類 | マツタケ | 986 | 1 | 518 | 120 |
| ニホンザル | 果樹、野菜 | マツタケ | 532 | 1 | 3 | |
| イノシシ | イモ類 | マツタケ | 620 | 2 | 7 | 3 |
| ハクビシン | 野菜 | | 22 | 8 | 32 | 1 |
| その他獣類 | 果樹、野菜 | | 43 | 3 | 15 | 0 |
| カモ類 | 稻、果樹 | | 1,705 | 3 | 65 | 10 |
| カラス | 果樹、野菜 | | 54 | 3 | 27 | 0 |
| サギ | 稻 | | 678 | 2 | 2 | 0 |
| その他鳥類 | 果樹、野菜 | | 239 | 5 | 8 | 16 |

令和3年度

| 加害鳥獣 | 被害農産物 | 被害林産物 | 被害金額 (千円) | 許可捕獲(個体数調整含む) | | 狩 猶 |
|-------|---------|---------------|--------------|---------------|-----|-----|
| | | | | 許可件数 | 捕獲数 | |
| ニホンジカ | 豆類、野菜 | ヒノキ、カラマツ、マツタケ | 1,199 | 1 | 516 | 47 |
| ニホンザル | 果樹、野菜 | | 341 | 1 | 1 | |
| イノシシ | 稻、野菜 | マツタケ | 351 | 2 | 13 | 1 |
| ハクビシン | 野菜 | | 77 | 8 | 15 | 0 |
| その他獣類 | 野菜 | | 28 | 4 | 25 | 0 |
| カモ類 | 稻 | | 1,718 | 3 | 72 | 0 |
| カラス | 果樹、野菜 | | 87 | 3 | 39 | 0 |
| サギ | 稻 | | 573 | 2 | 5 | 0 |
| その他鳥類 | 稻、果樹、野菜 | | 277 | 4 | 0 | 0 |

令和4年度

| 加害鳥獣 | 被害農産物 | 被害林産物 | 被害金額 (千円) | 許可捕獲(個体数調整含む) | | 狩 猶 |
|-------|---------|-------|--------------|---------------|-----|-----|
| | | | | 許可件数 | 捕獲数 | |
| ニホンジカ | 豆類、野菜 | マツタケ | 893 | 1 | 610 | 38 |
| ニホンザル | 野菜 | | 220 | 1 | 1 | |
| イノシシ | 稻、野菜 | マツタケ | 1,683 | 2 | 17 | 11 |
| ハクビシン | 野菜 | | 55 | 3 | 8 | 0 |
| その他獣類 | 野菜 | | 144 | 4 | 9 | 0 |
| カモ類 | 稻 | | 1,672 | 3 | 58 | 15 |
| カラス | 果樹、野菜 | | 89 | 3 | 38 | 0 |
| サギ | 稻 | | 458 | 2 | 10 | 0 |
| その他鳥類 | 稻、果樹、野菜 | | 220 | 4 | 0 | 8 |

※各年度の被害金額は、当該地域を含む市町村の合計

8 指定及び維持管理に関する事項

案内板 1基
木 標 本
制 札 6本
補助版 8枚

〈添付書類〉

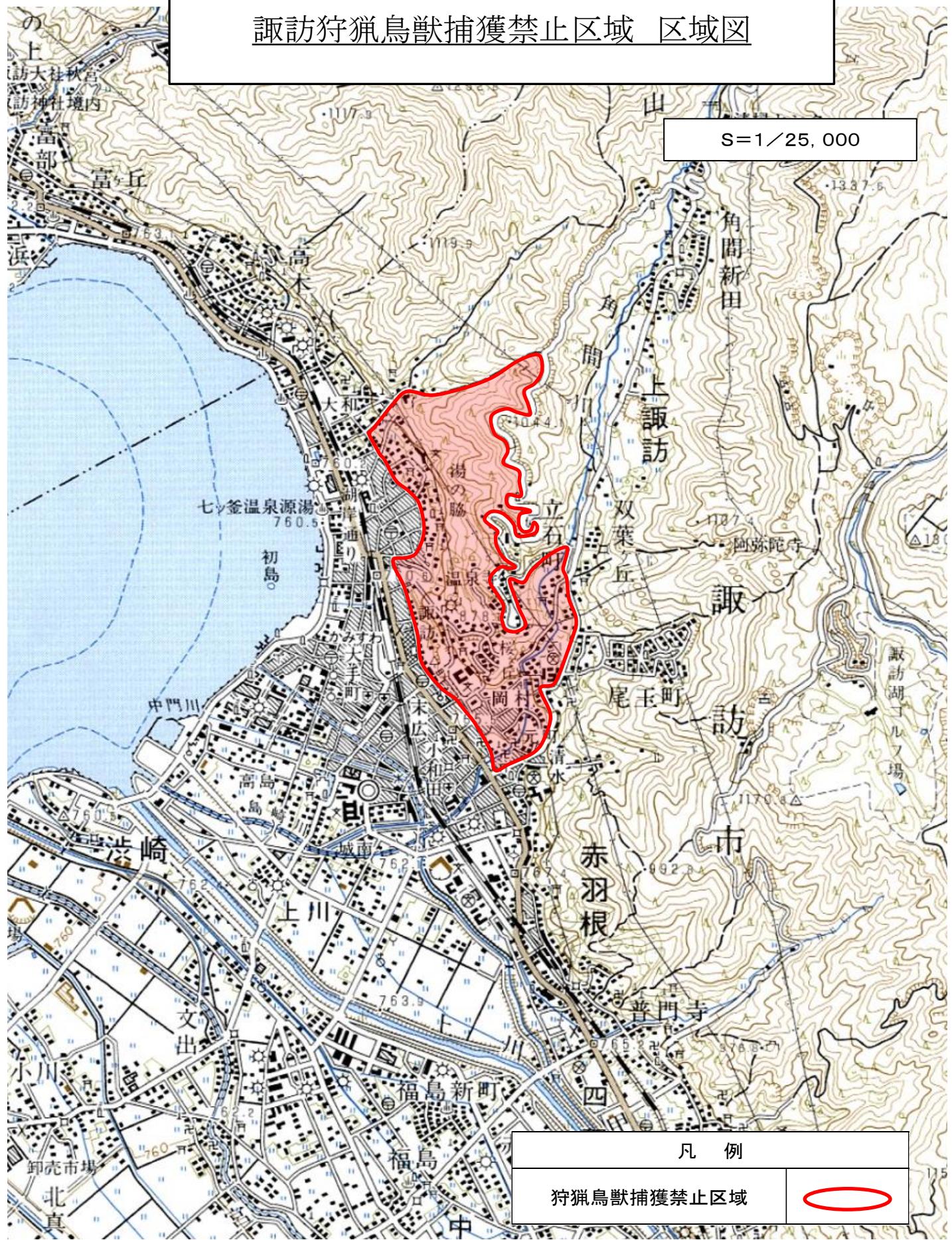
- 1 諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域図
- 2 諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域説明図
- 3 諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域利害関係者名簿
- 4 利害関係者意見書

諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域 利害関係者意見一覧

| | 組織名 | 職名 | 氏名 | 賛否 | 意見 |
|----|------------|---------|--------|--------|--|
| 1 | 諏訪市 | 市長 | 金子 ゆかり | 賛成 | 当区域については、シカ・イノシシを除く狩猟鳥獣捕獲禁止区域としたことで、農林業被害は一定の軽減がされているため。 |
| 2 | 諏訪森林組合 | 代表理事組合長 | 藤森 良隆 | 賛成 | |
| 3 | 信州諏訪農業協同組合 | 代表理事組合長 | 小平 淳 | 賛成 | |
| 4 | 諏訪獵友会諏訪市支部 | 支部長 | 濱 孝一 | 賛成 | 各地区の住民の方々に、駆除に対するご理解をして頂けるように、行政側での努力をお願いします。 |
| 5 | 日本野鳥の会諏訪支部 | 支部長 | 杉山 直 | 賛成 | |
| 6 | 大和区 | 総代 | 柳澤 誠一 | 賛成 | 管理方針に沿ってご尽力下さいますよう宜しくお願い致します。 |
| 7 | 立石町区 | 区長 | 今井 正博 | 賛成 | |
| 8 | 榊町区 | 区長 | 松田 隆臣 | 賛成 | |
| 9 | 茶臼山区 | 区長 | 小松 良純 | 賛成 | 矢臼山区変電所迄鹿が姿を見せるようになっています。 |
| 10 | 桜ヶ丘区 | 区長 | 野口 道也 | 賛成 | |
| 11 | 中村区 | 区長 | 後藤 憲明 | 賛成 | ・獣被害と高齢化とで畠仕事を辞める人が多く、山の斜面が雑木で覆われ獣の巣になっている。 ・川鵜対策をやってほしい。（全県で） |
| 12 | 湯の脇1区 | 区長 | 濱 信二 | 賛成 | |
| 13 | 湯の脇2区 | 区長 | 清水 貴志 | 賛成 | 各要望に対して、最善の対応で計画しているように感じたから。 |
| 14 | 湯の脇3区 | 区長 | 小池 彰良 | 賛成 | ・各地区の移行に沿った区域指定であるので賛成です。 ・尾玉地区に於いて鳥獣被害が心配です。近年、イノシシが市街地に出没し、人に危害を加えるというニュースを耳にする事がが多いので、何もない事を祈ります。 |
| 15 | 北澤区 | 区長 | 齊藤 浩昭 | 条件付き賛成 | ・鳥獣全てを対象とすると、結果的に乱獲になってしまう恐れがあるので、特に被害が多い地域を指定するのは良いと思う。（特に被害把握は難しいが。） ・若い人は鉄砲での狩猟を嫌うので、罠を使う狩猟免許をもう少し簡単に楽に取得できるようにしたらどうでしょうか。 |
| 16 | 双葉ヶ丘区 | 区長 | 齊藤 伊織 | 条件付き賛成 | シカ、イノシシの捕獲に関しては、住んでいる区民に対しての安全が第一ですので、捕獲に関して、どうやって捕獲しているかの説明は必要だと思います。 |
| 17 | 南澤町区 | 区長 | 河西 守人 | 賛成 | |
| 18 | 角間町区 | 区長 | 北澤 克也 | 賛成 | 意見なし |
| 19 | 大和先ノ宮神社総代 | 会長 | 濱 一孝 | 賛成 | 鳥獣による農作物等への被害が拡大しないよう、引き続き対策をお願いします。 |

諏訪狩獵鳥獸捕獲禁止区域 区域図

S=1/25,000



諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域の概要

1 名称 諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）

2 区域

諏訪市大和地籍の諏訪市道2-2号線と諏訪市道11234号線との接点を起点とし、同点から同市道を東進し、主要地方道諏訪白樺湖小諸線との接点に至り、同点から同地方道を南進し、諏訪市道1-11号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、諏訪市道2-2号線との接点に至り、同点から同市道を北東進して北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約145ヘクタール）

3 存続期間

令和6年（2024年）11月1日から令和11年（2029年）10月31日まで
(5年間)

4 指定目的

当該区域は、諏訪湖の東側の標高760～1,040mの地域で、カラマツ等の人工林とコナラ等の天然広葉樹林が混交する森林斜面を有し、鳥類及び獣類の生息環境として好条件を備えている。

一方、住宅地周辺にもニホンジカが出没し、近隣農地や家庭菜園では、ニホンジカによる農作物被害が発生している。

このため、当該区域において、狩猟によるニホンジカとイノシシの捕獲を可能とし、それ以外の鳥獣を保護する区域として指定し、農林被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を図ることを目的とする。

5 管理方針

農林業被害の軽減を図るため、狩猟期におけるニホンジカとイノシシの捕獲を可能とし、狩猟による個体数の減少を図る。

諏訪市他、関係機関と十分な連携を図りながら周辺農地における被害状況を把握し、狩猟期以外においては有害鳥獣捕獲等により、効果的な捕獲を実施する。

また、ニホンジカ・イノシシ以外の鳥獣の保護を図るため、指定目的の周知徹底を行い、他の鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう定期的な巡視、看板の設置等により生息地の環境を適切に保持する。加えて、鳥獣に不必要的苦痛を与えないよう、わな等の管理の徹底を行う。

6 区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 145ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 32ha

農耕地 6ha

水 面 -ha <干潟 -ha>

その他 107ha

イ 所有者別内訳

| | | | | | |
|-----------|--------------|-----|-------------|-------|-----|
| 国有地 | -ha | | 保安林 | -ha | |
| | | | (土砂流出防備保安林) | | |
| | | 制限林 | -ha | 砂防指定地 | -ha |
| | | | | その他 | -ha |
| 国有林 | -ha | 普通林 | -ha | | |
| 林野庁所管 | | | | | |
| 文部科学省所管 | -ha | | | | |
| | | | | | |
| | (以下所管省庁別に記載) | | | | |
| 国有林以外の国有地 | (所管省庁別に記載) | | | | |

| | | | |
|-----------------------------|-------|--------|-----|
| 地方公共団体有地 | 7ha | 長野県有地 | 2ha |
| | | 市町村有地等 | 5ha |
| 私有地等 | 138ha | | |
| 公有水面 | - ha | | |
| 一級河川 (河川法第9条2項の区間を除く) の河川区域 | -ha | | |

ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

| | | | |
|--------------|-----|--------------|-----|
| 自然環境保全法による地域 | -ha | 自然環境保全地域特別地域 | -ha |
| (○○自然環境保全地域) | | 自然環境保全地域普通地域 | -ha |

| | | | |
|------------|-----|--------|-----|
| 自然公園法による地域 | -ha | 特別保護地区 | -ha |
| (○○国立公園) | | 特別地域 | -ha |
| (○○国定公園) | | 普通地域 | -ha |

農振法による農業振興地域 -ha 農用地区域 -ha

文化財保護法による地域 -ha

7 区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 区域の位置

当該地域は、諏訪湖の東側、標高760mから1,040mの区域に位置する。

イ 地形、地質等

地形的には、西向きの傾斜地で、地質的には主に新生代第四紀層の安山岩質凝灰角礫岩を基岩とした地域である。

ウ 植物相の概要

林相としては、カラマツ人工林とクヌギ、コナラ等の天然広葉樹林が混交しており、下層植生も豊かで、多様な植物相を有している。

エ 動物相の概要

市街地周辺の里山林縁部から低山帯の森林環境に生息する動物相となっている。

(2) 生息する鳥獣（主な種）

ア 鳥類

アオバト、ツツドリ、ノスリ、フクロウ、チョウゲンボウ、サンショウウクイ、ヤブサメ、センダイムシクイ、ミソサザイ、クロツグミ、コサメビタキ、キビタキ、オオルリ、○キジ、○キジバト、○トビ、○ヒヨドリ 等

イ 獣類

○イノシシ、○ニホンジカ、○ニホンカモシカ（特別天然記念物）、ノウサギ、○タヌキ、キツネ、テン、○ハクビシン、アナグマ、ニホンリス 等

※○は当該地域で一般的に見られる鳥獣種。

※アンダーラインの引かれた鳥獣は、法第7条第5項第1号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

(3) 主な農林業被害の状況

市街地に近接する農地（水田、畑）では、ニホンジカ・イノシシの食害や踏み荒らしによる被害が発生している。特に該当区域に隣接する霧ヶ峰農場周辺では、ニホンジカの群れが出没し、農作物の食害や、角こすりによる樹木への被害を与えており。また、農地・牧草地ではイノシシの掘り起こしによる被害も多い。

区域の農地等では、個々の畠に防護柵を設置しているが、侵入されることが多い。諏訪市では有害捕獲を実施し、当該地では広域捕獲による連携も進めているが、動物は移動するため、被害を与える獣類の激減というまでには至っていない。

なお、諏訪市全体における主な農林業等被害の状況は以下のとおり。

当該地域の農林水産物の被害状況（諏訪市）

令和2年度

| 加害鳥獣 | 被害農産物 | 被害林産物 | 被害金額 (千円) | 許可捕獲(個体数調整含む) | | 狩 猶 |
|-------|-----------|-------|--------------|---------------|-----|-----|
| | | | | 許可件数 | 捕獲数 | |
| ニホンジカ | 果樹、野菜、イモ類 | マツタケ | 986 | 1 | 518 | 120 |
| ニホンザル | 果樹、野菜 | マツタケ | 532 | 1 | 3 | |
| イノシシ | イモ類 | マツタケ | 620 | 2 | 7 | 3 |
| ハクビシン | 野菜 | | 22 | 8 | 32 | 1 |
| その他獣類 | 果樹、野菜 | | 43 | 3 | 15 | 0 |
| カモ類 | 稻、果樹 | | 1,705 | 3 | 65 | 10 |
| カラス | 果樹、野菜 | | 54 | 3 | 27 | 0 |
| サギ | 稻 | | 678 | 2 | 2 | 0 |
| その他鳥類 | 果樹、野菜 | | 239 | 5 | 8 | 16 |

令和3年度

| 加害鳥獣 | 被害農産物 | 被害林産物 | 被害金額 (千円) | 許可捕獲(個体数調整含む) | | 狩 猶 |
|-------|---------|---------------|--------------|---------------|-----|-----|
| | | | | 許可件数 | 捕獲数 | |
| ニホンジカ | 豆類、野菜 | ヒノキ、カラマツ、マツタケ | 1,199 | 1 | 516 | 47 |
| ニホンザル | 果樹、野菜 | | 341 | 1 | 1 | |
| イノシシ | 稻、野菜 | マツタケ | 351 | 2 | 13 | 1 |
| ハクビシン | 野菜 | | 77 | 8 | 15 | 0 |
| その他獣類 | 野菜 | | 28 | 4 | 25 | 0 |
| カモ類 | 稻 | | 1,718 | 3 | 72 | 0 |
| カラス | 果樹、野菜 | | 87 | 3 | 39 | 0 |
| サギ | 稻 | | 573 | 2 | 5 | 0 |
| その他鳥類 | 稻、果樹、野菜 | | 277 | 4 | 0 | 0 |

令和4年度

| 加害鳥獣 | 被害農産物 | 被害林産物 | 被害金額 (千円) | 許可捕獲(個体数調整含む) | | 狩 猶 |
|-------|---------|-------|--------------|---------------|-----|-----|
| | | | | 許可件数 | 捕獲数 | |
| ニホンジカ | 豆類、野菜 | マツタケ | 893 | 1 | 610 | 38 |
| ニホンザル | 野菜 | | 220 | 1 | 1 | |
| イノシシ | 稻、野菜 | マツタケ | 1,683 | 2 | 17 | 11 |
| ハクビシン | 野菜 | | 55 | 3 | 8 | 0 |
| その他獣類 | 野菜 | | 144 | 4 | 9 | 0 |
| カモ類 | 稻 | | 1,672 | 3 | 58 | 15 |
| カラス | 果樹、野菜 | | 89 | 3 | 38 | 0 |
| サギ | 稻 | | 458 | 2 | 10 | 0 |
| その他鳥類 | 稻、果樹、野菜 | | 220 | 4 | 0 | 8 |

※各年度の被害金額は、当該地域を含む市町村の合計

8 指定及び維持管理に関する事項

案内板 1基
木 標 本
制 札 6本
補助版 8枚

〈添付書類〉

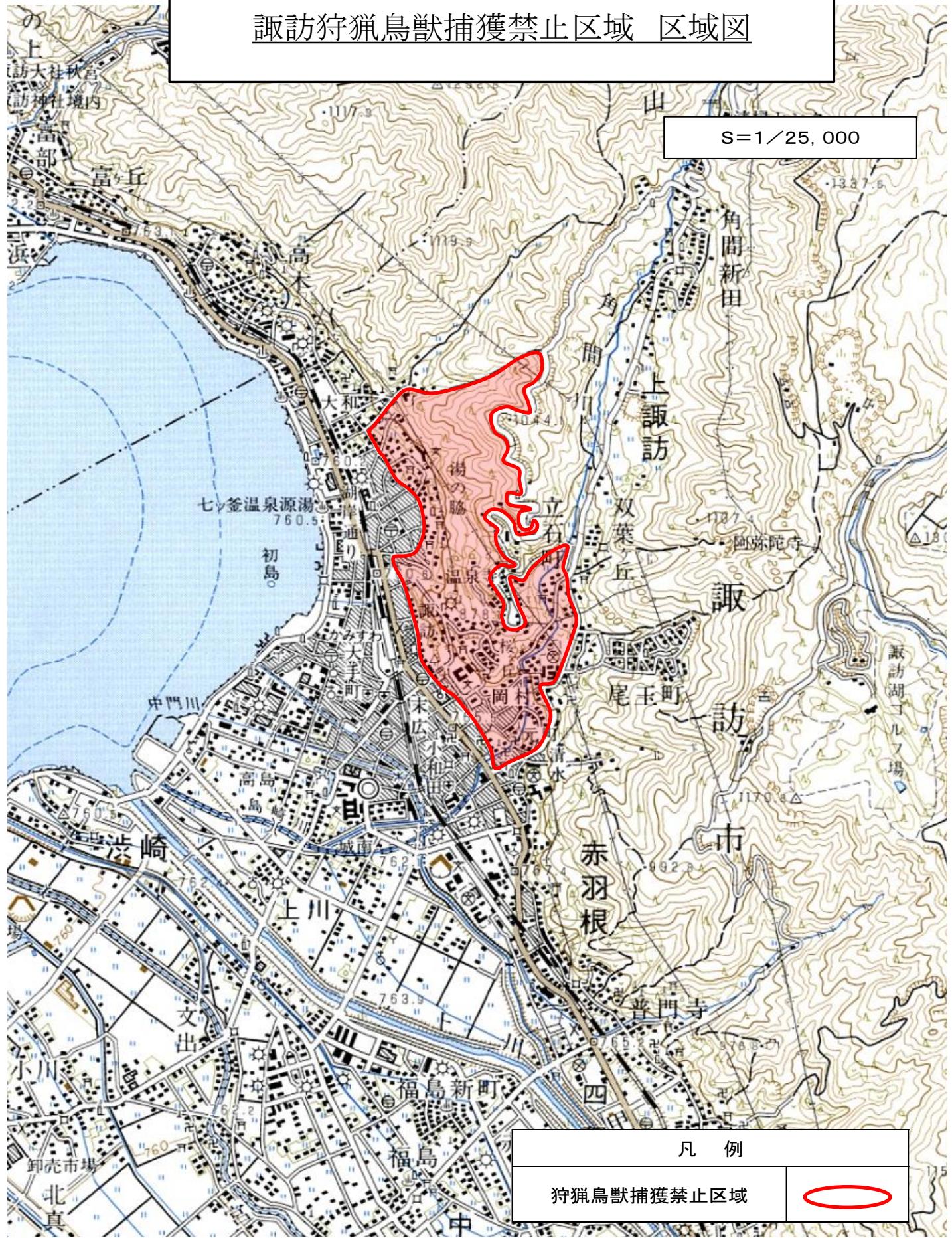
- 1 諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域図
- 2 諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域説明図
- 3 諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域利害関係者名簿
- 4 利害関係者意見書

諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域 利害関係者意見一覧

| | 組織名 | 職名 | 氏名 | 賛否 | 意見 |
|----|------------|---------|--------|--------|--|
| 1 | 諏訪市 | 市長 | 金子 ゆかり | 賛成 | 当区域については、シカ・イノシシを除く狩猟鳥獣捕獲禁止区域としたことで、農林業被害は一定の軽減がされているため。 |
| 2 | 諏訪森林組合 | 代表理事組合長 | 藤森 良隆 | 賛成 | |
| 3 | 信州諏訪農業協同組合 | 代表理事組合長 | 小平 淳 | 賛成 | |
| 4 | 諏訪獵友会諏訪市支部 | 支部長 | 濱 孝一 | 賛成 | 各地区の住民の方々に、駆除に対するご理解をして頂けるように、行政側での努力をお願いします。 |
| 5 | 日本野鳥の会諏訪支部 | 支部長 | 杉山 直 | 賛成 | |
| 6 | 大和区 | 総代 | 柳澤 誠一 | 賛成 | 管理方針に沿ってご尽力下さいますよう宜しくお願い致します。 |
| 7 | 立石町区 | 区長 | 今井 正博 | 賛成 | |
| 8 | 榊町区 | 区長 | 松田 隆臣 | 賛成 | |
| 9 | 茶臼山区 | 区長 | 小松 良純 | 賛成 | 矢臼山区変電所迄鹿が姿を見せるようになっています。 |
| 10 | 桜ヶ丘区 | 区長 | 野口 道也 | 賛成 | |
| 11 | 中村区 | 区長 | 後藤 憲明 | 賛成 | ・獣被害と高齢化とで畠仕事を辞める人が多く、山の斜面が雑木で覆われ獣の巣になっている。 ・川鵜対策をやってほしい。（全県で） |
| 12 | 湯の脇1区 | 区長 | 濱 信二 | 賛成 | |
| 13 | 湯の脇2区 | 区長 | 清水 貴志 | 賛成 | 各要望に対して、最善の対応で計画しているように感じたから。 |
| 14 | 湯の脇3区 | 区長 | 小池 彰良 | 賛成 | ・各地区の移行に沿った区域指定であるので賛成です。 ・尾玉地区に於いて鳥獣被害が心配です。近年、イノシシが市街地に出没し、人に危害を加えるというニュースを耳にする事がが多いので、何もない事を祈ります。 |
| 15 | 北澤区 | 区長 | 齊藤 浩昭 | 条件付き賛成 | ・鳥獣全てを対象とすると、結果的に乱獲になってしまう恐れがあるので、特に被害が多い地域を指定するのは良いと思う。（特に被害把握は難しいが。） ・若い人は鉄砲での狩猟を嫌うので、罠を使う狩猟免許をもう少し簡単に楽に取得できるようにしたらどうでしょうか。 |
| 16 | 双葉ヶ丘区 | 区長 | 齊藤 伊織 | 条件付き賛成 | シカ、イノシシの捕獲に関しては、住んでいる区民に対しての安全が第一ですので、捕獲に関して、どうやって捕獲しているかの説明は必要だと思います。 |
| 17 | 南澤町区 | 区長 | 河西 守人 | 賛成 | |
| 18 | 角間町区 | 区長 | 北澤 克也 | 賛成 | 意見なし |
| 19 | 大和先ノ宮神社総代 | 会長 | 濱 一孝 | 賛成 | 鳥獣による農作物等への被害が拡大しないよう、引き続き対策をお願いします。 |

諏訪狩獵鳥獸捕獲禁止区域 区域図

S=1/25,000



中房狩猟鳥獣捕獲禁止区域の概要

1 名 称

中房狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）

2 区 域

安曇野市穂高有明所在の中房国有林 201 林班から 203 林班までの各林班、同 213 林班から 217 林班までの各林班の区域一円。（面積約 1,992 ha）

3 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から 令和 11 年 10 月 31 日まで（5 年間）

4 指定目的

当該地区は昭和 39 年（1964 年）から令和元年までの間「中房鳥獣保護区」として存続し、ニホンジカの生息域の拡大による農林業被害とイノシシによる被害の発生が問題となつたため、令和元年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 1 日の 5 年間「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に地域の理解を得て指定してきた。

今回の期間更新においては、ニホンジカ及びイノシシ以外の野生鳥獣の狩猟の禁止による保護を図りつつ、ニホンジカ及びイノシシは例外的に狩猟が可能な区域として指定することにより狩猟による捕獲圧をかけて、適正な個体数の管理による農林業被害の軽減を図ることを目的として引き続き 5 年間の継続を指定するものである。

5 管理方針

ニホンジカ・イノシシ以外の鳥獣の保護を図るため、他の鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう関係機関との連携の他、鳥獣保護管理員の巡視等による管理運営を行う。

また、地域住民及び利害関係者等の要望に基づき、必要に応じて有害鳥獣捕獲許可により農林業被害の軽減を図る。加えて、鳥獣に不必要的苦痛を与えないよう、わな等の管理の徹底を行う。

6 区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1,992 ha

内訳

ア 形態別内訳

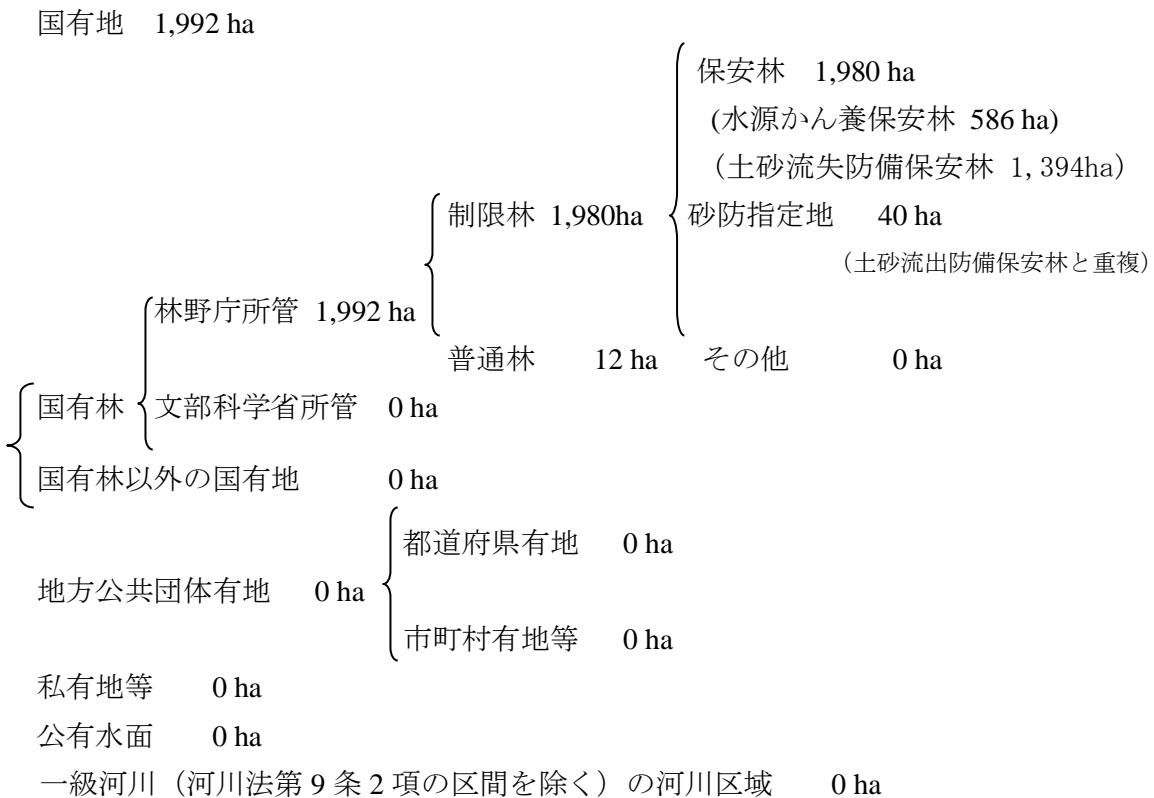
林 野 1,992 ha

農耕地 0 ha

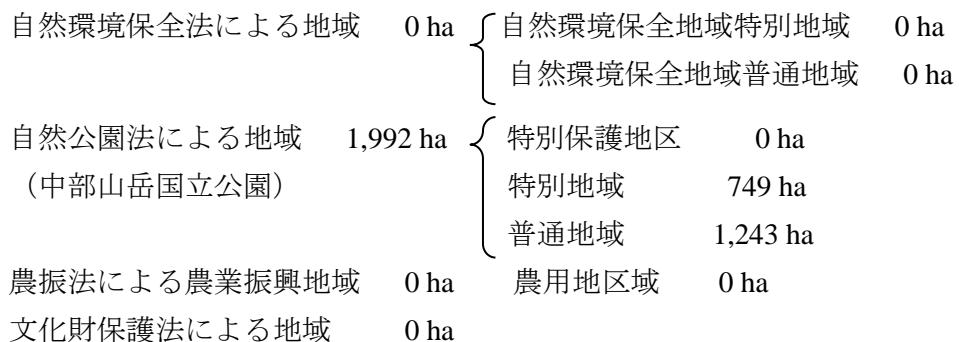
水 面 0 ha <干潟 0 ha>

その他 0 ha

イ 所有者別内訳



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域



7 区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該地域は、安曇野市（旧穂高町）の西部で、中房川を中心に北側の有明山から南側にある富士尾山にかけて位置している地域である。

イ 地形、地質等

当該地域は、標高 850 メートルから 2,450 メートルまでの急峻で尾根と沢が複雑に入り組んだ地形となっている。

地質は、花こう岩、花こう閃緑岩等を基岩とした地質である。

ウ 植物相の概要

低山帯にはカラマツの人工林が多く、ダケカンバ等の広葉樹が生育する亜高山帯下部までの森林環境に生息する植物相となっている。

エ 動物相の概要

低山帯から亜高山帯下部の森林環境に生息する動物相となっている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

○コガラ、○ヤマガラ、ヒガラ、○コゲラ、○シジュウカラ、カケス 等

イ 獣類

○ニホンジカ、○イノシシ、○ニホンザル、○ニホンカモシカ（特別天然記念物）、
○ツキノワグマ、○キツネ、○タヌキ、テン、ノウサギ、ニホンリス 等

(3) 当該地域（安曇野市）の農林水産物の被害状況

当該区域に隣接する穂高有明地籍周辺では、ニホンジカ・ニホンザルの群れが出没し、農作物の食害や、角こすりによる樹木への被害を与えている。

なお、安曇野市全体における主な農林業等被害の状況は以下のとおり。

令和2年度

| 加害鳥獣 | 被　害 農産物 | 被　害 林産物 | 被害金額 (千円) | 許可捕獲(個体数調整 含む) | | 狩　獵 | |
|-------|-------------------|------------------|--------------|-------------------|-----|-------|------------------------------|
| | | | | 許可件数 | 捕獲数 | 捕獲数 | (うち指 定区域を 含むメッ シュ内) |
| ニホンジカ | 水稻、野 菜 果樹 等 | ヒノキ カラマツ 等 | 214 | 1 | 110 | 22 | 0 |
| イノシシ | | | 595 | 1 | 11 | 6 | 0 |
| ニホンザル | | | 2,309 | 2 | 205 | — | — |
| その他獣 | | | 1,512 | 12 | 61 | 17 | 1 |
| カラス類 | | | 1,500 | 4 | 288 | 83 | 10 |
| その他鳥類 | | | 2,657 | 24 | 248 | 1,322 | 3 |
| 計 | | | 8,787 | 44 | 923 | 1,450 | 14 |

令和3年度

| 加害鳥獣 | 被　害 農産物 | 被　害 林産物 | 被害金額 (千円) | 許可捕獲(個体数調整 含む) | | 狩　獵 | |
|-------|-------------------|------------------|--------------|-------------------|-----|-------|------------------------------|
| | | | | 許可件数 | 捕獲数 | 捕獲数 | (うち指 定区域を 含むメッ シュ内) |
| ニホンジカ | 水稻、野 菜 果樹 等 | ヒノキ カラマツ 等 | 200 | 2 | 125 | 42 | 0 |
| イノシシ | | | 533 | 2 | 8 | 19 | 1 |
| ニホンザル | | | 1,225 | 2 | 106 | — | — |
| その他獣 | | | 1,471 | 9 | 63 | 64 | 0 |
| カラス類 | | | 1,514 | 2 | 370 | 114 | 0 |
| その他鳥類 | | | 2,485 | 24 | 334 | 1,422 | 1 |
| 計 | | | 7,428 | 41 | 910 | 1,661 | 2 |

令和4年度

| 加害鳥獣 | 被　害 農産物 | 被　害 林産物 | 被害金額 (千円) | 許可捕獲(個体数調整 含む) | | 狩　獵 | |
|-------|---------------|------------------|--------------|-------------------|-------|-------|------------------------------|
| | | | | 許可件数 | 捕獲数 | 捕獲数 | (うち指 定区域を 含むメッ シュ内) |
| ニホンジカ | 水稻、野菜 果樹 等 | ヒノキ カラマツ 等 | 253 | 6 | 161 | 67 | 0 |
| イノシシ | | | 480 | 4 | 15 | 7 | 1 |
| ニホンザル | | | 1,721 | 7 | 119 | — | — |
| その他獸類 | | | 0 | 16 | 55 | 34 | 0 |
| カラス類 | | | 342 | 4 | 239 | 66 | 0 |
| その他鳥類 | | | 24 | 36 | 420 | 1,286 | 1 |
| 計 | | | 2,820 | 73 | 1,009 | 1,460 | 2 |

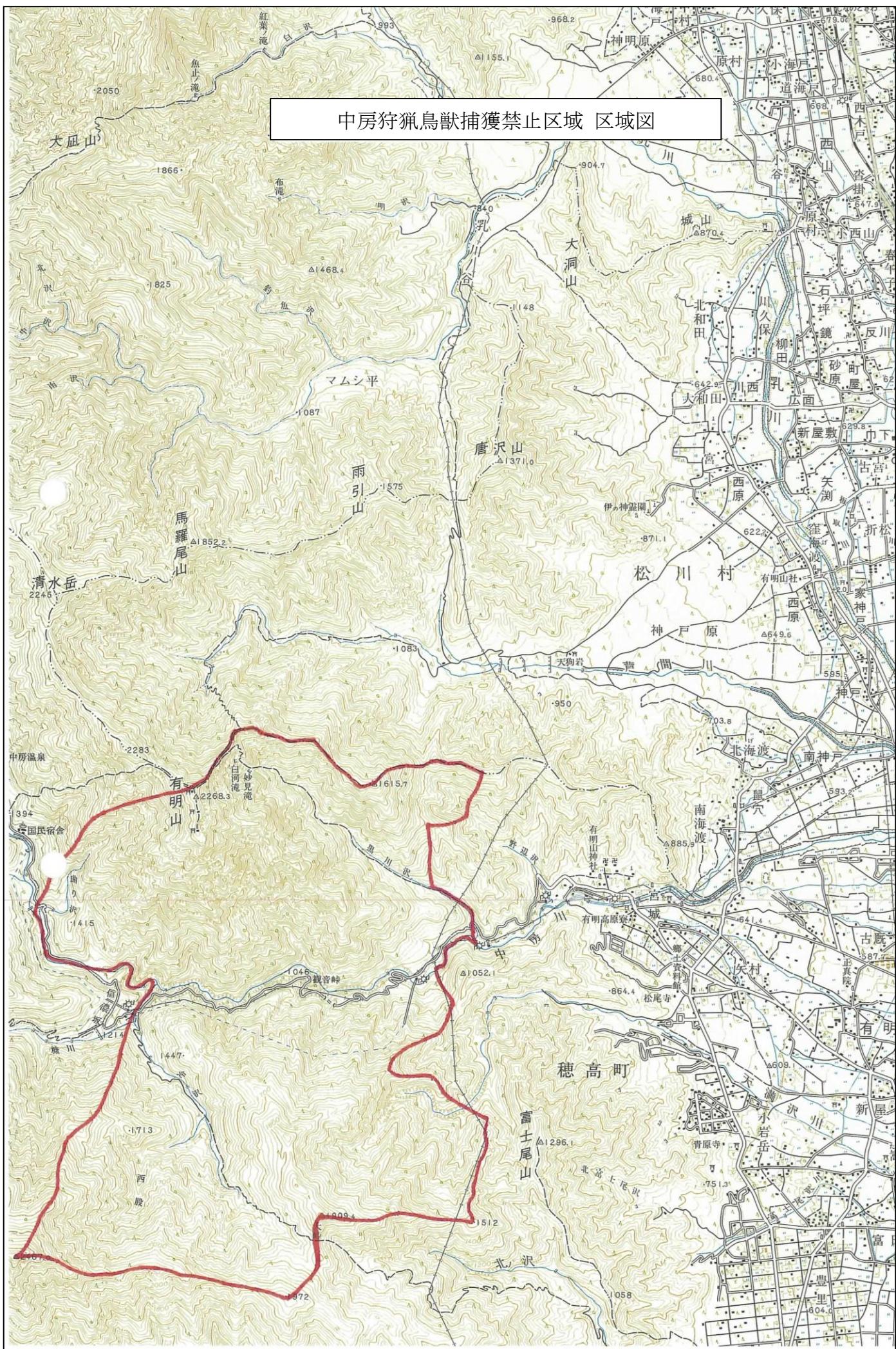
8 指定及び維持管理に要する経費に関する事項

- ①特別保護地区用制札 一 本
- ②案　内　板 一 基
- ③給　水　器 一 基
- ④給　餌　台 一 基
- ⑤巣　箱 一 個
- ⑥そ　の　他

中房狩獵鳥獸捕獲禁止区域 利害關係者意見一覽

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 賛否・意見 |
|--------------|-------------|--------|-------|
| 安曇野市 | 市 長 | 太田 寛 | 賛成 |
| 中信森林管理署長 | 署 長 | 井口 英道 | 賛成 |
| あづみ農業協同組合 | 代表理事 組合長 | 千國 茂 | 賛成 |
| 犀川漁業協同組合 | 代表理事 組合長 | 熊井 正敏 | 賛成 |
| 松本広域森林組合 | 代表理事 組合長 | 吉田 満男 | 賛成 |
| 安曇野市獵友会 | 会 長 | 藤原 英夫 | 賛成 |
| (一社)安曇野市観光協会 | 会 長 | 小岩井 清志 | 賛成 |
| 計 | 7名 | | |

中房狩獵鳥獸捕獲禁止区域 区域図



鳥川狩猟鳥獣捕獲禁止区域の概要

1 名 称

鳥川狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）

2 区 域

安曇野市堀金鳥川須砂渡地籍の鳥川須砂渡ダム右岸と林道鳥川線との交点を起点とし、同点から同林道を南西進し、安曇野市堀金鳥川内山地籍の民有林13林班と14林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南進し、国有林中信森林管理署管内鳥川国有林第204号標柱に通じる尾根との交点に至り、同点から同尾根を南西進し、同標柱に至り、同点から国有林と民有林との境界を北西進し、本沢との交点に至り、同点から国有林と民有林の境界を北西進し、旧南安曇郡堀金村と旧南安曇郡穂高町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東進し、緑資源機構所有地と県営鳥川渓谷緑地公園の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、同公園と一ノ沢財産組合所有地の境界との交点に至り、同点から同境界を北進し、林道一ノ沢線との交点に至り、同点から同林道を東進し、県営鳥川渓谷緑地公園と京信産業株式会社所有地との交点に至り、同点から同境界を南進し、鳥川との交点に至り、同点から同川を東進し、須砂渡ダム左岸との交点に至り、同点から同ダムを南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約1,004ヘクタール）

3 存続期間

令和6年11月1日から 令和11年10月31日まで（5年間）

4 指定目的

当該地区は昭和39年（1964年）から令和元年までの間「鳥川鳥獣保護区」として存続し、ニホンジカの生息域の拡大による農林業被害とイノシシによる被害の発生が問題となつたため、令和元年11月1日から令和6年10月1日の5年間「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に地域の理解を得て指定してきた。

今回の期間更新においては、ニホンジカ及びイノシシ以外の野生鳥獣の狩猟の禁止による保護を図りつつ、ニホンジカ及びイノシシは例外的に狩猟が可能な区域として指定することにより狩猟による捕獲圧をかけて、適正な個体数の管理による農林業被害の軽減を図ることを目的として引き続き5年間の継続を指定するものである。

5 管理方針

ニホンジカ・イノシシ以外の鳥獣の保護を図るため、他の鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう関係機関との連携の他、鳥獣保護管理員の巡視等による管理運営を行う。

また、地域住民及び利害関係者等の要望に基づき、必要に応じて有害鳥獣捕獲許可により農林業被害の軽減を図る。加えて、鳥獣に不必要的苦痛を与えないよう、わな等の管理の徹底を行う。

6 区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1,004 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 1,000 ha

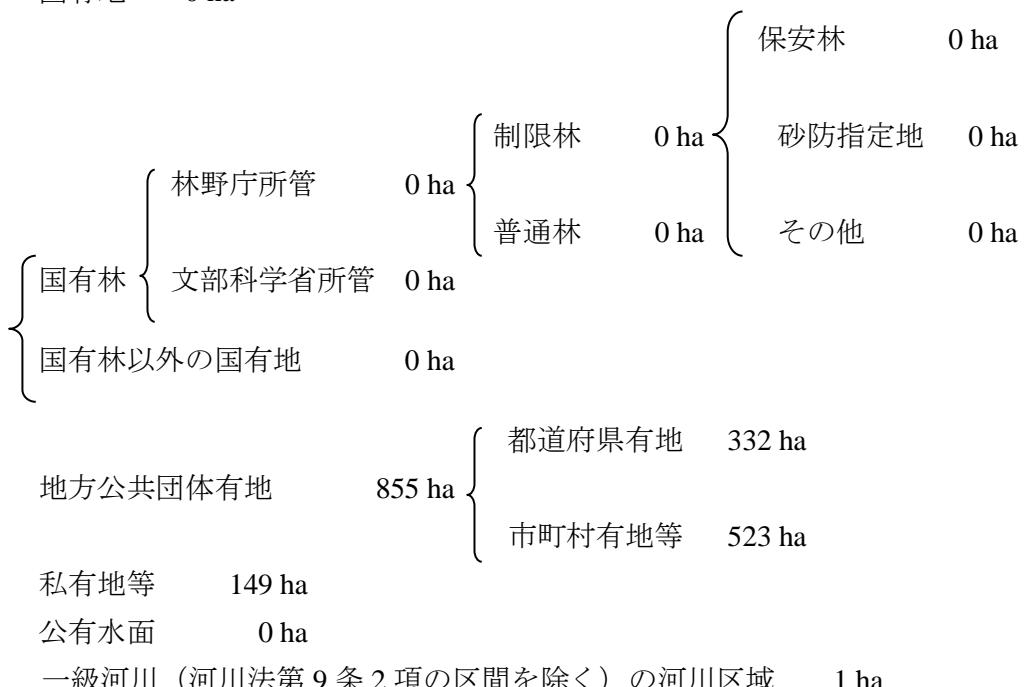
農耕地 0 ha

水 面 0 ha <干潟 0 ha>

その他 4 ha

イ 所有者別内訳

国有地 0 ha



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 0 ha

自然環境保全地域特別地域 0 ha
自然環境保全地域普通地域 0 ha

自然公園法による地域 0 ha

(中部山岳国立公園)

特別保護地区 0 ha
特別地域 0 ha
普通地域 0 ha

農振法による農業振興地域 0 ha

農用地区域 0 ha

文化財保護法による地域 0 ha

7 区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該地域は、安曇野市（旧堀金村）の西部にあり、烏川を中心に南北に位置している地域である。

イ 地形、地質等

当該地域は、標高 800 メートルから 2,100 メートルまでの主に東向きの斜面となっている。

地質は、花こう岩、花こう閃緑岩等を基岩とした地質である。

ウ 植物相の概要

低山帯にはカラマツの人工林が多く、ダケカンバ等の広葉樹が生育する亜高山帯下部までの森林環境に生息する植物相となっている。

エ 動物相の概要

低山帯から亜高山帯下部の森林環境に生息する動物相となっている。

（2）生息する鳥獣類

ア 鳥類

○コガラ、○ヤマガラ、ヒガラ、コグラ、○シジュウカラ、カケス 等

イ 獣類

○ニホンジカ、○イノシシ、○ニホンザル、○ニホンカモシカ（特別天然記念物）、
○ツキノワグマ、○キツネ、○タヌキ、テン、ノウサギ、ニホンリス 等

※○印は、当該地域で一般的に見られる鳥獣

※アンダーラインは、法第 7 条第 5 項第 1 号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣

（3）当該地域（安曇野市）の農林水産物の被害状況

当該区域に隣接する穂高牧地籍及び堀金岩原地籍周辺では、ニホンジカ・ニホンザルの群れが出没し、農作物の食害や、角こすりによる樹木への被害を与えている。

なお、安曇野市全体における主な農林業等被害の状況は以下のとおり。

令和 2 年度

| 加害鳥獣 | 被　害 農産物 | 被　害 林産物 | 被害金額 (千円) | 許可捕獲(個体数調整 含む) | | 狩　獵 | |
|-------|-------------------|------------------|--------------|-------------------|-----|-------|------------------------------|
| | | | | 許可件数 | 捕獲数 | 捕獲数 | (うち指 定区域を 含むメツ シユ内) |
| ニホンジカ | 水稻、野 菜 果樹 等 | ヒノキ カラマツ 等 | 214 | 1 | 110 | 22 | 0 |
| イノシシ | | | 595 | 1 | 11 | 6 | 0 |
| ニホンザル | | | 2,309 | 2 | 205 | — | — |
| その他獣 | | | 1,512 | 12 | 61 | 17 | 0 |
| カラス類 | | | 1,500 | 4 | 288 | 83 | 0 |
| その他鳥類 | | | 2,657 | 24 | 248 | 1,322 | 0 |
| 計 | | | 8,787 | 44 | 923 | 1,450 | 0 |

令和3年度

| 加害鳥獣 | 被 島 農産物 | 被 島 林産物 | 被害金額 (千円) | 許可捕獲(個体数調整 含む) | | 狩 獵 | |
|-------|-------------------|------------------|--------------|-------------------|-----|-------|------------------------------|
| | | | | 許可件数 | 捕獲数 | 捕獲数 | (うち指 定区域を 含むメッ シュ内) |
| ニホンジカ | 水稻、野 菜 果樹 等 | ヒノキ カラマツ 等 | 200 | 2 | 125 | 42 | 1 |
| イノシシ | | | 533 | 2 | 8 | 19 | 4 |
| ニホンザル | | | 1,225 | 2 | 106 | — | — |
| その他獣類 | | | 1,471 | 9 | 63 | 64 | 4 |
| カラス類 | | | 1,514 | 2 | 370 | 114 | 6 |
| その他鳥類 | | | 2,485 | 24 | 334 | 1,422 | 92 |
| 計 | | | 7,428 | 41 | 910 | 1,661 | 107 |

令和4年度

| 加害鳥獣 | 被 島 農産物 | 被 島 林産物 | 被害金額 (千円) | 許可捕獲(個体数調整 含む) | | 狩 獵 | |
|-------|-------------------|------------------|--------------|-------------------|-------|-------|------------------------------|
| | | | | 許可件数 | 捕獲数 | 捕獲数 | (うち指 定区域を 含むメッ シュ内) |
| ニホンジカ | 水稻、野 菜 果樹 等 | ヒノキ カラマツ 等 | 253 | 6 | 161 | 67 | 1 |
| イノシシ | | | 480 | 4 | 15 | 7 | 4 |
| ニホンザル | | | 1,721 | 7 | 119 | — | — |
| その他獣 | | | 0 | 16 | 55 | 34 | 4 |
| カラス類 | | | 342 | 4 | 239 | 66 | 6 |
| その他鳥類 | | | 24 | 36 | 420 | 1,286 | 90 |
| 計 | | | 2,820 | 73 | 1,009 | 1,460 | 105 |

8 指定及び維持管理に要する経費に関する事項

- ①特別保護地区用制札 一 本
- ②案 内 板 1 基
- ③給 水 器 一 基
- ④給 餌 台 一 基
- ⑤巢 箱 一 個
- ⑥そ の 他

鳥川狩獵鳥獸捕獲禁止区域 利害関係者意見一覧

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 賛否・意見 |
|-----------|-------------|-------|-------|
| 安曇野市 | 市 長 | 太田 寛 | 賛成 |
| 中信森林管理署長 | 署 長 | 井口 英道 | 賛成 |
| あづみ農業協同組合 | 代表理事 組合長 | 千國 茂 | 賛成 |
| 犀川漁業協同組合 | 代表理事 組合長 | 熊井 正敏 | 賛成 |
| 松本広域森林組合 | 代表理事 組合長 | 吉田 満男 | 賛成 |
| 安曇野市獣友会 | 会 長 | 藤原 英夫 | 賛成 |
| 信州野鳥の会 | 会 員 | 丸山 隆 | 賛成 |
| 計 | 6名 | | |

鳥川狩獵鳥獣捕獲禁止区域 区域図

